

1 第1部（特集・トピックス）

(1) 特集

「高齢化の進展と警察活動」

我が国における高齢化が進展している現状を踏まえ、高齢者を犯罪・事故から守るための警察の取組や高齢者による犯罪・事故への対応と防止に向けた取組の現状と課題について記述するもの。

(2) トピックス

- I 新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組
- II 科学捜査を支える取組
- III 準暴力団の動向と警察の取組
- IV いわゆる「あおり運転」（妨害運転）に対する警察の取組
- V 皇宮警察本部の活動

2 第2部（本編）

- 第1章 警察の組織と公安委員会制度
- 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動
- 第3章 サイバー空間の安全の確保
- 第4章 組織犯罪対策
- 第5章 安全かつ快適な交通の確保
- 第6章 公安の維持と災害対策
- 第7章 警察活動の支え

3 その他

- 図表や写真を多く用いるなどして、見やすく分かりやすいものとなるよう努めた。
- 「警察活動の最前線」として、現場での労苦や仕事のやりがい等についての率直な思いをつづった警察職員の手記を掲載した。

1 実施施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、令和元年度中、114留置施設に対して巡察を実施した。

2 実施結果

巡察を実施した留置施設においては、適正に業務を推進している状況が認められた。

- 一斉点検等において、留置業務管理者が危険箇所を点検するなど、被留置者事故の未然防止に具体的に取り組んでいる。
- 過去の災害や留置施設の実態を踏まえた非常計画と装備資機材を整備した上で必要な訓練が実施されるなど、大規模災害に備えている。
- 護送出発時に被留置者の逃走事故防止や交通事故防止等について、留置主任官等から適切な指示がなされている。
- 面会室扉へのセンサーの設置や面会証の交付等、弁護士等の面会終了を直ちに把握する措置が講じられている。
- 被留置者の領置金は、留置主任官等による立会いや突合による管理が適切になされているが、保管方法等が不適切な留置施設に対しては、必要な指導を行った。

3 今後の取組

令和2年度においては、令和元年度の実施状況を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症への適切な対応にも着眼して、巡察を実施する。

1 山岳遭難の概況

- (1) 令和元年中の山岳遭難の発生は、発生件数が2,531件(-130)、遭難者数が2,937人(-192)、死者・行方不明者数が299人(-43)と、いずれも前年より減少はしたものの、過去10年間の発生状況をみると増加傾向。
- (2) 遭難者の類型別特徴は以下のとおり。
 - 年齢層別 半数が60歳以上(60代:21.8%、70代:22.7%)
 - 態様別 全体では道迷いが38.9%と最も多く、次いで、転倒が16.8%、滑落が16.5%
 - 目的別 登山目的は夏期、山菜・茸採り目的は春期と秋期に増加
- (3) 訪日外国人旅行者の遭難者数は103人で、その半数がバックカントリースキー目的。

2 水難の概況

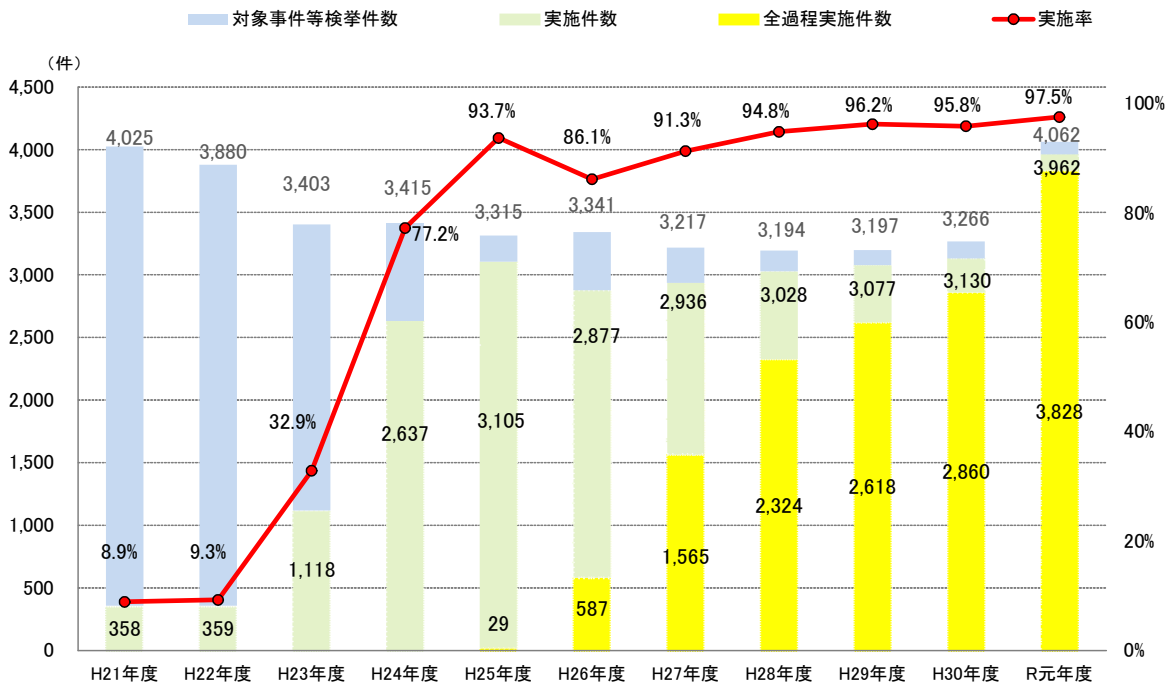
- (1) 水難の発生は、令和元年中の発生件数が1,298件(-58)、水難者数が1,538人(+9)、死者・行方不明者数が695人(+3)と、近年増減を繰り返しているものの減少傾向。
 - (2) 水難者の類型別特徴は以下のとおり。
 - 場所別 死者・行方不明者数全体では海の事故が半数以上に対し、子供の死者・行方不明者数は、河川が半数で最も多い
 - 行為別 死者・行方不明者数全体では魚とり・釣りが最も多いが、子供の死者・行方不明者数は、水遊びが46.7%で最も多い
- ※ 子供とは中学生以下をいう。

3 警察措置等

- (1) 捜索・救助
警察用航空機等を活用した山岳遭難救助隊等による遭難者の捜索・救助の実施
- (2) 広報・啓発
 - 山岳雑誌及び登山用コミュニティサイトによる山岳遭難防止等の啓発
 - ホームページ等を活用した「山岳遭難及び水難の概況」等の公表
 - 警察庁が作成した訪日外国人向けの「バックカントリースキーに関する注意喚起文」を外務省を通じて関係大使館等へ配布
- (3) 救助技術等の向上
 - 警察庁主催による山岳遭難救助隊員等を対象とした訓練の実施
 - 広域技能指導官の増員と伝承教養による安全管理・救助技術の向上
 - 警察用航空機、警察用船舶による関係機関等との救助訓練の実施

1 裁判員裁判対象事件等についての録音・録画の実施状況

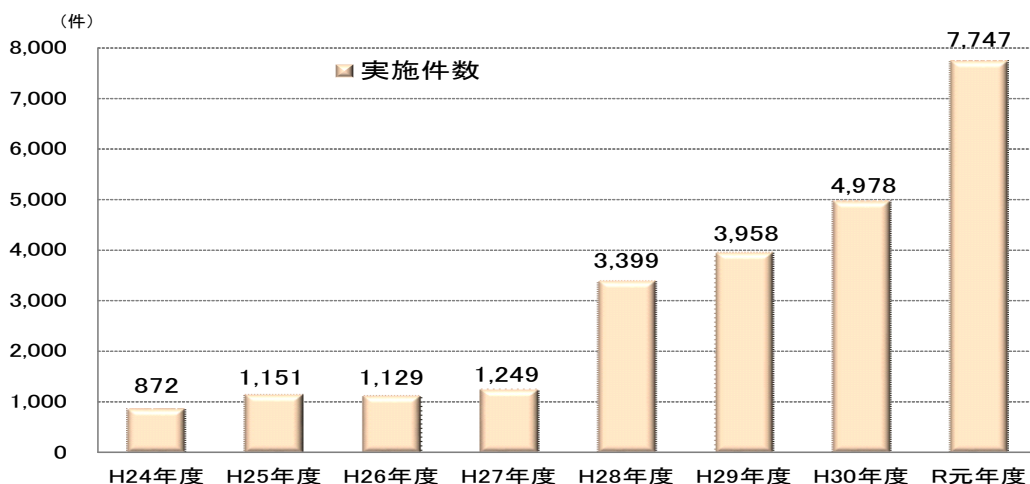
令和元年度中の録音・録画制度対象事件等に係る事件のうち、録音・録画実施件数は3,962件であり、実施率は97.5%であった。



- 平成20年 9月 裁判員裁判対象事件について5都府県警察で試行を開始
- 平成21年 4月 全都道府県警察に試行を拡大
- 平成24年 5月 知的障害を有する被疑者に係る試行を開始
- 平成28年10月 録音・録画制度に即した試行（全過程実施）を開始
- 令和元年 6月 録音・録画制度の運用開始

2 精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施状況

令和元年度中の精神に障害を有する被疑者に係る事件のうち、録音・録画実施件数は7,747件であった。



公安委員会	交通ルールに関する	令和2年6月18日
説明資料No. 5	有識者検討会の開催について	交通 局

1 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会の開催

(1) 概要

- 近年、技術の進展等により新たなモビリティが登場し、交通ルールの見直しが求められている。
- その検討においては、多様な交通主体全ての交通の安全と円滑を図る必要。
- 様々な関係者の意見を伺いながら、多角的・体系的に、新たな小型モビリティの交通ルール等の在り方について検討。

※ 新たなモビリティの例：立ち乗り電動スクーター、搭乗型移動支援ロボット、
 電動車椅子、宅配ロボット、ミニカー 等

(2) 今後の予定

- 令和2年7月2日（木） 第1回会議の開催
- 令和3年度も開催予定

2 自動運転の実現に向けた調査検討委員会の開催

(1) 概要

- 自動運転の技術は、交通事故の削減や渋滞の緩和等に不可欠と考えられ、平成27年度以降、各種調査検討を実施。
- 令和元年度は、従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転における交通関係法規上の課題の洗い出しを中心に検討。
- 本年度は、レベル4の自動運転に関するルールの在り方や自動運転システムがカバーできない事態が発生した場合の安全性の担保方策等について検討。

(2) 今後の予定

- 令和2年7月8日（水） 第1回会議の開催
- 令和3年度も開催予定

公安委員会 説明資料No. 6	新型コロナウイルス感染症への 対応について	令和2年6月18日 警 備 局
----------------------------------	---	----------------------------------

1 感染者数【6月16日時点】

- (1) 国内における感染状況～17,587人（死亡927人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）
- (3) 世界における感染状況～7,976,378人（死亡435,196人）

2 最近の政府等の対応

- (1) 新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部を設置（3月26日）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定（3月28日）。
- (2) 全ての国・地域からの入国者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止（4月3日から運用開始）。
- (3) インド、南アフリカ等11か国を入国拒否対象地域に指定（5月25日、5月27日から運用開始）。これらを含む計111か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。
- (4) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の公示。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を緊急事態措置を実施すべき地域とし、その期限を5月6日までとした。4月16日、全国を緊急事態措置を実施すべき区域とし、その期限を5月6日までとした。5月4日、期限を5月31日までに延長。
 5月25日までに段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除。移行期間を設けて自粛要請等を緩和し、新しい生活様式の定着や業種別ガイドラインの実践等により感染拡大を防止しながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ。
- (5) 6月4日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に対する附帯決議に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する国会報告」を政府対策本部で決定。6月5日、国会に報告。
- (6) 6月19日、5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の移動やこれまでにクラスターが発生している業種についての施設の使用制限の要請等が緩和される見込み。

3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（3月26日）
- (2) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応
 - 空港、医療施設等における警戒警備の実施
 - 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供
 - 所管団体によるガイドライン作成への指導・助言
 - コロナ対策を講じた場合に不足することが見込まれる災害発生時の避難所の確保のため、研修施設等を有する所管団体に対し協力依頼
- (3) 警察が所掌する行政手続における対応
 - 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的解釈の整理・周知
 - 事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置
- (4) 警察活動における警察職員の感染防止等
 - 様々な警察活動における感染予防対策の徹底
 - 感染確認時における具体的な業務継続の検討